

柏崎市道路位置指定（変更・廃止）
申請・事務処理の手引き

平成 29(2017)年 2 月初版
令和3(2021)年 1 月改訂
柏 崎 市

目次

1. 目的	175
2. 申請手続きの流れ	176
3. 事前相談	177
3-1 事前相談	177
3-2 配置計画の原則	177
3-3 関係各課との調整	177
4. 申請手続き	179
5. 申請書、通知書の作成要領	180
5-1 申請書作成要領	180
5-2 申請函面作成要領	181
5-3 承諾書作成要領	184
6. 工事着手・完了検査	185
6-1 工事着手	185
6-2 完了検査	185
7. 公告・通知・証明願	186
7-1 公告	186
7-2 通知	186
7-3 証明願	186
8. 築造後の管理および周知	187
9. 道路の位置の変更・廃止	189
9-1 位置指定道路の変更・廃止	189
9-2 申請による廃止・変更	189
9-3 職権（特定行政庁）による指定の取消し	189
10. 道に関する技術基準	190
10-1 通り抜けの原則	190
10-2 袋路状道路	190
10-3 転回広場	193
10-4 すみ切り	194
10-5 延長	196
10-6 道路幅員・有効幅員	199
10-7 舗装	201
10-8 勾配	201
10-9 排水設備	201
10-10 安全対策	201
11. 様式	203
12. 参考資料	215
12-1 関係法令抜粋	215
12-2 新潟県柏崎市道路位置指定要綱	219

1. 目的

この手引きは、柏崎都市計画区域内で建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路の位置の指定を受けようとする道路（以下「位置指定道路」という。）について、その具体的な基準を定めることにより良好な市街地の形成に資するとともに円滑な事務処理を行うことを目的とします。

● 「位置指定道路」とは

建築物を建築する場合は、その敷地が法に規定する道路に 2m 以上接していなければなりません。（法第 43 条）

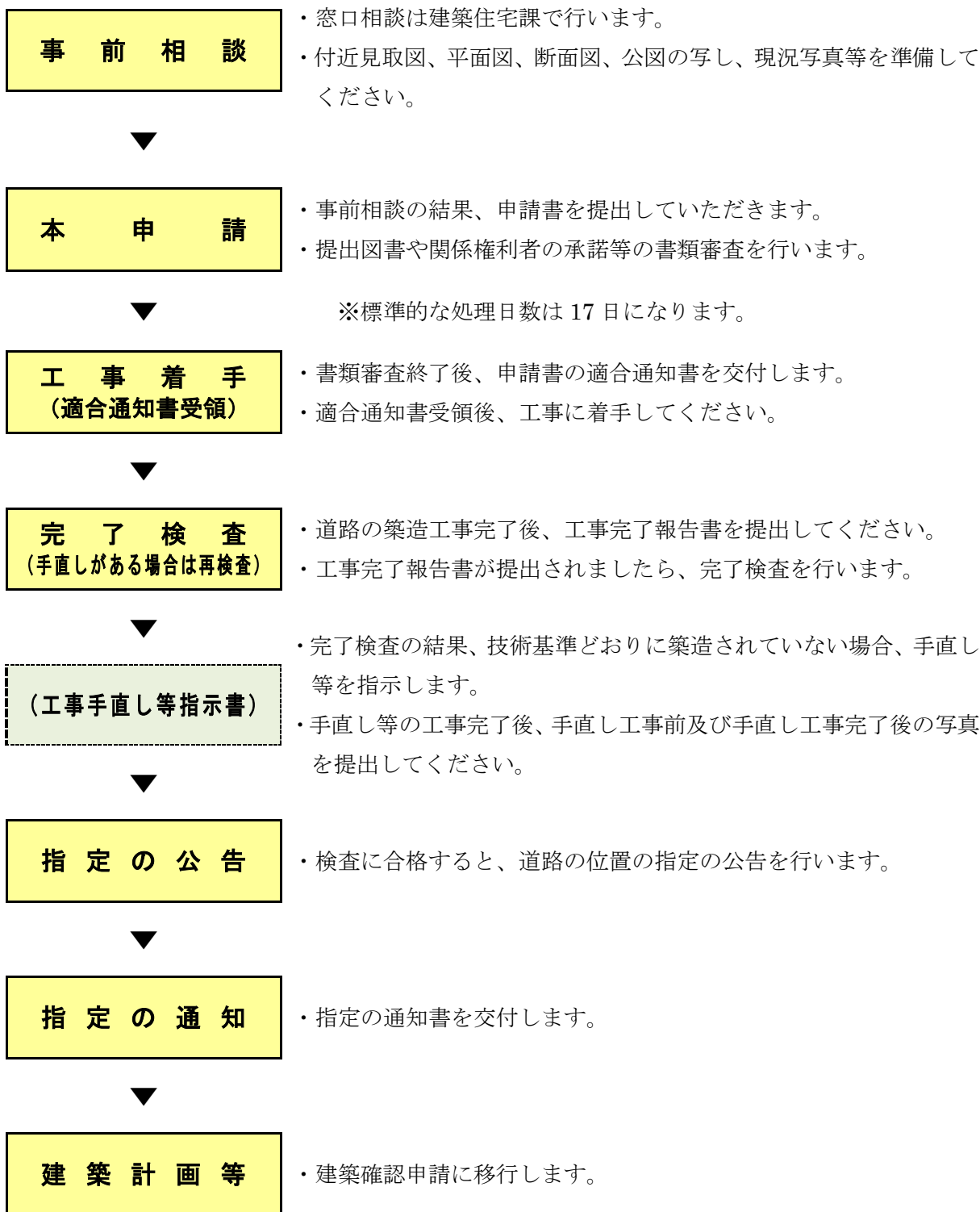
法に規定する道路のうち、道路法や都市計画法等によらない道路で、建築基準法施行令第 144 条の 4 に定める基準に適合し、土地所有者が特定行政庁（柏崎市）から指定を受けたものが「位置指定道路」となります。

この位置指定道路は、「土地を建築物の敷地として利用するため」という目的であり、接道のとれない土地を接道させるために道路の位置の指定を受けることです。既に接道のある土地の条件を良くする目的や、道路を築造する必要がない土地に、道路の築造を行っても指定を受けることはできません。

● 法における道路の種類

条 項	種 類
法 42 条 1 項 1 号	国道、県道及び市道などの道路法による幅員 4m 以上の道路
法 42 条 1 項 2 号	開発行為や土地区画整理事業などにより造られた 4m 以上の道路
法 42 条 1 項 3 号	法が施行された際に既に存在していた幅員 4m 以上の道路
法 42 条 1 項 4 号	市道整備、都市計画事業及び地区区画整理事業などの事業計画のある道路で、2 年以内にその事業が行われる予定されているものとして指定を受けたもの
法 42 条 1 項 5 号 【位置指定道路】	道路の位置の指定を受けたもので幅員 4m 以上のもの
法 42 条 2 項	建築基準法の施行の際、すでに建築物が立ち並んでいる幅員 4m 未満、原則 1.8m 以上の道で、特定行政庁（柏崎市）の指定を受けたもの ※公道・私道の別は問わない

2. 申請手続きの流れ



3. 事前相談

3-1 事前相談

法第42条第1項第5号による道路の位置の指定（変更・廃止）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ計画の事前相談を行います。

【提出書類】

- (1) 付近見取図
- (2) 平面図（土地利用計画、既存建築物の位置を記入）
- (3) 縦横断図
- (4) 公図の写し（道路部分を分筆する場合は予定線を記入）
- (5) 現況写真
- (6) その他

3-2 配置計画の原則

位置指定道路の配置計画等は、次によるものとします。

- (1) 市の都市計画等に支障がないものであること。
- (2) 既存の公共施設の機能に支障をきたさないように計画されていること。
- (3) 隣接する既存建築物等が道路斜線及び建ぺい率等の法の規定に抵触することのないように計画されていること

3-3 関係各課との調整

事前相談と並行して、道路や下水道などの技術基準及び他法令の適合性等について関係各課との調整を行ってください。また、必要に応じて、他の関係機関等との調整を行うようにしてください。

事前調整の結果、必要な許可申請や届出の手続き等は、申請者と関係各課との間で直接行っただけ、位置の指定を受ける上で必要と認める許可については、本申請の際に許可の写しを添付してください。

特に、次の項目については留意してください。

- 開発区域が3,000㎡以上になる場合は、道路位置指定の手続きではなく、都市計画法による開発許可の手続きが必要になりますので**都市整備部都市計画課**と事前協議を行ってください。
- 接続する既存道路の関係機関及び利害関係者と事前協議を行い、道路工事の施工承認などの必要な手続きを行ってください。
- 通り抜けできる位置指定道路を、市道に移管したい場合は、道路の構造等が市道認定の基準に合致する必要がありますので、認定の可否や道路除雪等について**都市整備部道路維持課**と事前に十分な調整を行ってください。

● 主な市の関係窓口

(令和3(2021)年1月現在)

担当課名		所管事務内容
財務部財政管理課		・里道、水路等法定外公共物*の管理及び処分に関する事。こと。
都市整備部	都市計画課	・都市計画（下水道を除く。）に関する事。こと。 ・街路事業及び公園事業に関する事。こと。 ・開発行為及び土地区画整理事業に関する事。こと。 ・景観計画に関する事。こと。
	道路河川課	・道路、橋りょう等の整備に関する事。こと。
	道路維持課	・市道、橋りょう、河川、公園及び緑地等の管理並びに占用に関する事。こと。 ・市道の認定及び廃止に関する事。こと。 ・市道の除雪及び防雪に関する事。こと。
	建築住宅課	・建築基準法に基づく建築確認申請及び許可申請に関する事。こと。 ・新潟県福祉のまちづくり条例に関する事。こと。 ・建築基準法上の道路の取扱い等に関する事。こと。 ・道路位置指定の事前相談、申請に関する事。こと。
上下水道局	建設課	・上水道及び簡易水道に関する事。こと。 ・公共下水道及び農業集落排水に関する事。こと。 ・雨水排水計画に関する事。こと。
農業委員会		・農地転用に関する事。こと

※「法定外公共物」とは、道路法が適用される国道・県道・市道や、河川法が適用される一級・二級河川及び準用河川のように、法律が適用される公共物を「法定公共物」というのに対し、これら法律が適用されない、里道(道路)や水路などの公共物を「法定外公共物」といいます。

4. 申請手続き

申請者は、「道路の位置の指定（変更・廃止）申請書（正本）」及び「道路の位置の指定（変更・廃止）通知書（副本）」（細則第7号様式）にそれぞれ次の表に掲げる関係図書を添えて、事前相談（協議）が整ったのち、市長にすみやかに提出するよう努めてください。

関係図書	内 容	備 考
(1) 委任状	代理人の申請による場合	通知書（副本）分は写しでも可
(2) 申請図面	付近見取図、地籍図（公図）、平面測量図、土地利用計画図、断面図、その他必要な図書	同上
(3) 関係権利者の承諾	承諾書、印鑑登録証明書、土地登記簿謄本、その他必要な図書	同上
(4) その他必要書類	ア 申請道路が市道等に接続する場合は、道路法第24条の道路工事施工承認書の写し イ 申請道路が農地の場合は、農地転用許可書の写し又は受付印を押印した農地転用許可申請書の写し ウ 申請道路が里道・水路等の公有地に関する場合は、その占用許可書の写し又は加工等の承認書の写し エ 里道・水路等の公有地を用途廃止した場合は、それを証する書類 オ 都市計画法の開発許可道路に接続する場合は、開発許可検査済証の写し又はそれを証明する書類 カ その他必要とするもの	同上

5. 申請書、通知書の作成要領

5-1 申請書作成要領

- (1) 申請者
法第 42 条第 1 項第 5 号に定める道路を築造しようとする者とします。
- (2) 代理者
申請に関する事項についての一切の責任を持つ者をいいます。なお、代理者を設定する場合は、申請に関する事項の一切を委任する旨の委任状を申請書に添付してください。
- (3) 図面作成者
建築士、測量士又は土地家屋調査士等、図面を正確、明瞭に作成することができる者とします。
- (4) 図面上の符号
添付図面と一致した符号を記入してください。なお、符号は位置指定道路の幅員が異なるごとに付けてください。
- (5) 幅員
幅員が一定でない場合は、最小幅員から最大幅員（すみ切り部分を除く。）を記入してください。（単位はメートルとし、小数点以下第 2 位までとします。）
- (6) 延長
位置指定道路の起点から終点までの中心線で測った水平距離を記入してください。
- (7) 関係地名地番
位置指定道路の土地を地番順にすべて記入してください。なお、当該部分が一筆の土地の一部に位置する場合は「〇〇〇番の内」と記入してください。（指定又は変更を受けようとする道路の敷地は、分筆により区域を明確にすることが望ましい。）
- (8) 自動車の転回広場
転回広場ごとに添付図面と一致した符号、面積及び関係地名地番を記入してください。（単位は平方メートルとし、小数点以下第 2 位までとします。）
- (9) 位置指定道路の標示方法
位置指定道路と他の部分との境界を明確に示す方法（側溝、コンクリート杭等）を記入してください。

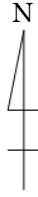
5-2 申請図面作成要領

No.	名称	縮尺	記載事項	備考
I	付近見取図	1/2500 程度	<ol style="list-style-type: none"> 1 方位 2 縮尺 3 付近の目標 4 街区 5 既存道路の状況 6 位置指定道路の位置及びこれを利用する土地の範囲 	
II	地籍図（公図の写し）	公図のとおり	<ol style="list-style-type: none"> 1 方位 2 縮尺（公図のとおり） 3 地目、地名、地番、地番界 4 位置指定道路の位置及びこれを利用する土地の範囲 5 位置指定道路となる土地の権利者名 6 廃止又は変更申請の場合は、位置指定道路に隣接する土地の権利者名 	
III	平面測量図	1/250 程度	<ol style="list-style-type: none"> 1 方位 2 縮尺 3 地目、地名、地番、地番界 4 公共用地（法定外公共物、農道等） 5 接続する道路の位置、形状、幅員、種別及び名称又は道路番号 6 位置指定道路の位置、中心線、延長、幅員、有効幅員、勾配 7 すみ切り及び転回広場の形状、寸法 8 標杭の位置 9 位置指定道路となる土地の権利者名 10 廃止又は変更申請の場合は、接する土地及び当該土地に存する建築物又は工作物の権利者名 11 側溝等排水施設及び経路 12 崖、擁壁等の位置、形状 13 安全対策施設（転落防止柵、停止線及びカーブミラー等）の位置、形状 14 電柱等の位置、形状 15 土地の高低その他地形上の特記すべき事項 16 既存建築物の配置、用途及び出入口の方向 17 すみ切りを設けない場合の理由（片側のみすみ切りを設けた場合を含む） 	<p>中心線は起点と終点を明確にすること。勾配の変化が多い場合は、縦断面図を別途作成し明示すること。</p>

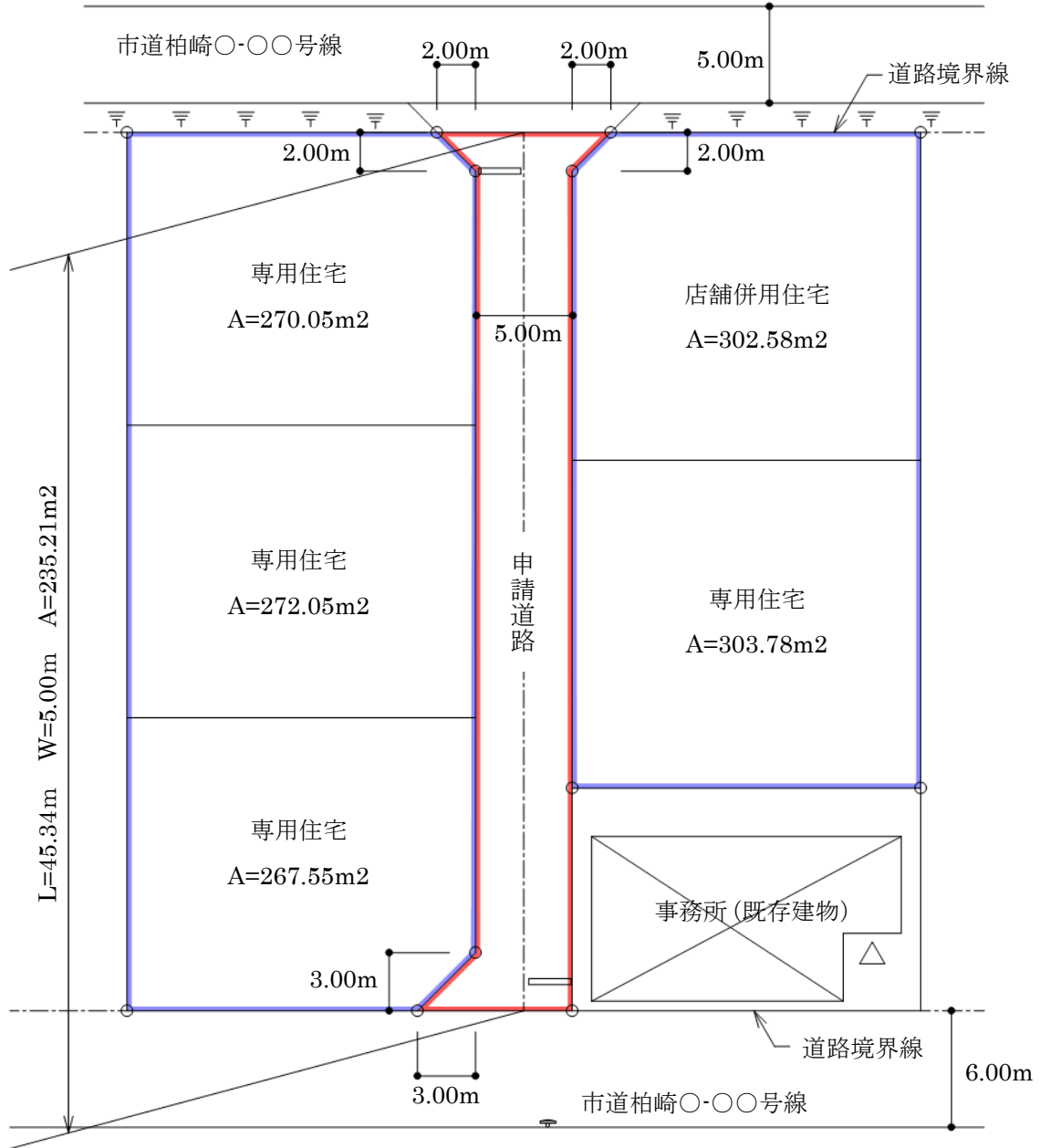
No.	名称	縮尺	記載事項	備考
IV	土地利用計画図	1/250 程度	1 方位 2 縮尺 3 位置指定道路の幅員、延長、面積 4 すみ切り、転回広場の寸法、面積 5 接続する道路の種別、幅員 6 道路を利用する土地の形状、その土地に係る予定建築物の用途、敷地の区画割及び面積 7 位置指定道路面積、建築物の敷地合計面積及び敷地全体（開発区域）の面積 8 廃止・変更の場合は、その道路の位置と、廃止・変更後の予定建築物を含む建築物の敷地の使用関係	必要により求積図の提出を求められることがある。
V	横断面図	1/50 程度	1 縮尺 2 位置指定道路の幅員、有効幅員 3 路面等の構造等詳細 4 側溝の位置、形状、寸法等	原則として道路の標準横断面図を用いて図示すること。
VI	縦断面図	縦：1/100 以上 横：1/1000 以上	1 縮尺 2 測点、短距離、追加距離、地盤高、計画高、勾配	勾配の変化が多い場合は作成すること。
VII	各部詳細図	1/50 程度	1 縮尺 2 道路施設、排水施設、擁壁等の種類、材料及び寸法	標準横断面図に記入できない道路施設、排水施設、擁壁等の構造については、別途それぞれ詳細図を作成すること。

- ※1 各図面には作成者の記名押印、作成年月日を記載し作成者が建築士、測量士又は土地家屋調査士等の資格を有する場合は、各図面にその資格を付記する。
- ※2 各図面の大きさは、A4 又は A3 とする。
- ※3 必要事項が記載された平面測量図と土地利用計画図は、1つの図面で兼用することができる。
- ※4 各図面中、指定道路については「赤」で、これを利用する土地の範囲については「青」でそれぞれ明示する。

● 土地利用計画図記載例



位置指定道路面積	235.21m ²
建築物の敷地合計面積	1,416.01m ²
敷地全体（開発区域）の面積	1,651.22m ²



土地利用計画図 S=1/250

5-3 承諾書作成要領

道路の位置の指定を受けた土地は、道路としての性格上、建築物等を築造することができなくなり（法第 44 条及び法第 45 条）、私有地に利用の制限が課せられるようになります。

そこで、道路の位置の指定の申請にあたっては、「指定を受けようとする道路の敷地となる土地の所有者及びその土地、又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾書」が必要になります。

(1) 承諾を必要とする範囲

ア “位置指定道路の敷地”となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者

イ 法令第 144 条の 4 第 1 項第 1 号口の公園等に接続する場合は当該公園等の権利者

ウ すでに指定を受けた道路に接続する場合は当該道路の権利者

(2) 承諾を必要とする権利者等

所有権、地上権、抵当権、仮登記権及び賃借権のそれぞれの権利を有する者、その他特定行政庁が必要と認める者。

ただし、(1)のイ及びウについては所有者又は管理者等通り抜け又は接続することを承諾する権限を有する者。

(3) 承諾書

ア 承諾書（平面測量図に記載又は別記様式）は各権利に承諾者の住所、氏名、承諾年月日、その権利の存する土地の地名地番を記載し、かつ承諾印を押印してください。

なお、住所は現住所とし、承諾印は印鑑登録したものを使用してください。

イ 親権者、法定代理人のいる場合は(3)のアと同様に記載押印してください。

ウ 申請者が(2)のそれぞれの権利を有する者は(3)のアと同様に記載押印してください。

(4) その他の書類

ア 承諾書に押印された各承諾印の印鑑登録証明書（申請日から 3 か月以内のもの）

イ “位置指定道路の敷地”となる土地の各筆の土地登記簿謄本（申請日から 3 カ月以内のもの）

ウ “位置指定道路の敷地”となる土地に公有地が含まれる場合は占用許可書（払い下げ、借用等を許可した事を証する書類の写し）

エ “位置指定道路の敷地”となる土地に農地が含まれる場合は農地転用許可書の写し又は受付印を押印した農地転用許可申請書の写し

オ “位置指定道路の敷地”となる土地の権利者が死亡等により不在で登記簿上の権利がまだ転移されていない場合には、その土地を相続する権利がある者全員の承諾書

カ その他必要参考資料

6. 工事着手・完了検査

6-1 工事着手

書類審査が終わると柏崎市から申請書の「適合通知書」（要綱第 1 号様式）を交付しますので、受領後に工事に着手してください。

また、工事に着手するには、事前に他法令（道路法、下水道法、建設リサイクル法等）に基づく届出等が必要となる場合がありますので、関係部署等への手続きに遺漏の無いよう留意してください。

6-2 完了検査

(1) 道路の築造工事が完了したら、「工事完了報告書」（要綱第 2 号様式）に次の表に掲げる関係図書を添えてすみやかに提出してください。

名称	内容
工事完了チェックリスト (要綱第 3 号様式)	ア 確認者は、工事完了後、現地で確認を行いチェックリストを作成する。 イ 確認者は、建築士、測量士又は土地家屋調査士その他図面と現地を正確に確認することができる者とし、記名とともにその資格を付記する。
工事完了写真	ア 用紙は、A4 縦綴じとし、1 ページあたり 2 枚から 4 枚程度の写真を貼付する。なお、貼付する写真はデジタルカメラ等電子媒体で撮影し、プリントアウトしたものでも問わないものとする。 イ 写真は、カラー写真とする。 ウ 写真は、次のものを貼付する。 ① 周辺状況が確認できるもの ② 幅員及び有効幅員を確認できるもの ③ 延長を確認できるもの ④ 標杭又は側溝等の設置状況が確認できるもの ⑤ 転回広場の設置状況が確認できるもの ⑥ その他工事完了を確認するために必要と思われるもの

(2) 関係各課への完了届や検査手続き等が必要な場合は、申請者と関係各課との間で直接行ってください。

7. 公告・通知・証明願

7-1 公告

工事の完了検査に合格し、最終的な審査が終わると、柏崎市が道路の位置の指定の公告を行います。

7-2 通知

道路の位置の指定の公告とともに、指定の通知書を申請者に交付、正式に道路の位置の指定を受けたこととなります。

7-3 証明願

この証明は“位置指定道路の概要”を証明するもので、指定した道路の位置、幅員、延長、指定番号、指定年月日等を証明します。

なお、この証明書は、申請時の書類内容と照合したものであり、現在の位置指定基準の内容を満足していることを証するものではありません。

- 手数料として、1通 300円が必要になります。
- 道路位置指定証明願1部のほかに、添付書類として位置指定道路の位置を記載した付近見取図を2部お持ちください。

8. 築造後の管理および周知

「位置指定道路」は私人が築造、所有する私道です。この位置指定道路の所有者は、将来にわたり、適切に維持管理をしていかななくてはなりません。複数の所有者や使用者がいる場合は皆さんで協力して管理していただく必要があります。

販売者等は位置指定道路に接道する土地及び建物を購入される方に、この道路の性質及び管理上の留意点、特に、“市の除雪路線にならないこと”を必ず説明してください。また、位置指定道路部分の所有権等権利を移転する場合には、移転を受ける者に維持管理等が継承されますので、移転する方は、内容について十分説明をしてください。

位置指定道路の管理に関する Q&A (回答 3 及び回答 5 は令和 3 (2021) 年 1 月現在)

【Q1】 「位置指定道路」は交通制限をできますか？
【A1】 「位置指定道路」は公道と同様で、誰もが通過でき、通行料を取ったり門扉を設けたりなど、一般の通行を妨げることはできません。 ただし、道路としての性質を損なわない範囲であり、道路交通法等の関係法令に反しない限度であれば、所有権等に基づく管理行為はできます。この管理行為とは、日常的な維持管理行為、私道内での第三者の駐車禁止、一定速度以上の自動車の通行禁止、重量車両の進入禁止等が当てはまります。
【Q2】 位置指定道路を市道に移管したいのですが？
【A2】 位置指定道路を市道にするには、道路用地が境界杭（標）で区分・明示がされ、かつ公有地に所有権移転ができる土地等で構成され、両端のいずれもが国道や県道又は市道に接道し、通り抜けができる道路が基本となります。位置指定道路の技術基準では市道として認定できない場合がありますので、事前に十分な協議が必要となります。 詳しくは道路維持課（電話 21-2283）へお問い合わせください。
【Q3】 私道の「整備費用の助成制度」はありますか？
【A3】 生活道路の舗装工事などをする場合に、舗装用資材などを支給する制度があります。町内会の要望により対応していますので、まずは、町内会へご相談ください。 ◆生活道路とは、沿線に2戸以上の住家がある道路などのことです。 ◆一定の基準がありますので、詳しくは道路維持課（電話 21-2283）にお問い合わせください。

【Q4】 市道に移管すれば除雪路線に指定されるのですか？

【A4】 除雪路線の指定は、除雪車による除雪が可能な市道で、接道する市道等が除雪路線であることが必要です。新たに市道認定されても、除雪路線として指定されるとは限りませんので、市道認定の協議とあわせて事前に確認をしてください。
詳しくは道路維持課（電話 21-2283）へお問い合わせください。

【Q5】 私道の「除雪費用の助成制度」はありますか？

【A5】 位置指定道路を含む私道や除雪車が入れない狭い市道の場合は、町内会などが除排雪を行った費用の75パーセントを市が補助する支援制度があります。この「道路除排雪費補助制度」の利用については、一部の費用を町内会が負担しますので、まずは、町内会へご相談ください。
なお、この補助制度について、ご不明な点がございましたら、道路維持課（電話 21-2283）へお問い合わせください。

9. 道路の位置の変更・廃止

9-1 位置指定道路の変更・廃止

- (1) 位置指定道路の変更とは、道路の延長又は幅員が変更となる場合で、新たに道路となる土地が生じる場合も含まれます。
- (2) 位置指定道路の廃止は、指定区間の全部を廃止する場合を「廃止」として取り扱います。
※都市計画法第 29 条の開発許可により、既存の位置指定道路を廃止する場合（法 42 条 1 項 2 号道路又は宅地となる場合）も廃止申請が必要になります。
- (3) 変更と廃止のいずれも、事前の協議をお願いします。

9-2 申請による廃止・変更

位置指定道路の廃止又は変更にあたっては、「10. 道に関する技術基準」の規定によるほか、次の(1)から(5)までに適合するものとします。

- (1) 法第 43 条の規定に抵触する敷地が生ずることがなく、次に掲げる権利者の承諾を得てください。
 - ア 指定を受けた道路の敷地の土地に関して権利を有する権利者
 - イ 指定を受けた道路の敷地に接する土地及び当該土地に存する建築物又は工作物に関して権利を有するもののうち市長が必要と認めた権利者
- (2) 指定を受けた道路の幅員を一部だけ変更することは、原則として認めません。
- (3) 指定を受けた通り抜け道路の一部廃止は原則として認めません。
- (4) 指定を受けた道路の廃止により路地状となる敷地が生ずる場合は路地状部分の土地の使用関係を明確にし、借地の場合は建築物の敷地として使用することの承諾を得てください。
- (5) 承諾を必要とする権利者の範囲及び承諾書の作成方法は、「5-3 承諾書作成要領」と同様に扱うものとします。

9-3 職権（特定行政庁）による指定の取消し

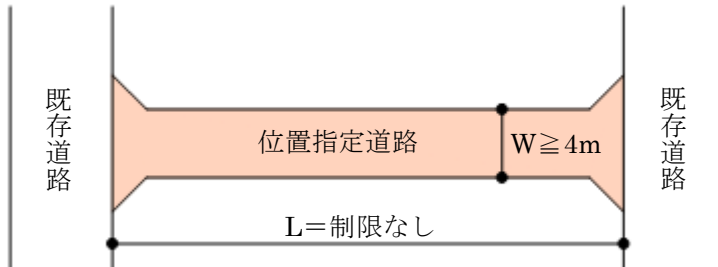
特定行政庁は次の各号の一に該当する場合は、職権により位置指定道路の廃止をすることができます。

- (1) 位置指定道路の全部が市道等となった場合
 - ・位置指定道路（附則 5 項を含む）の指定後、道路用地が市に寄付が行われ、市道認定が行われた場合
- (2) 指定どおりに位置指定道路が築造されていない場合
 - ・現状では道路が築造されていない場合
 - ・指定とは異なる位置・幅員で築造された道が当該異なる位置・幅員の市道等になった場合

10. 道に関する技術基準

10-1 通り抜けの原則

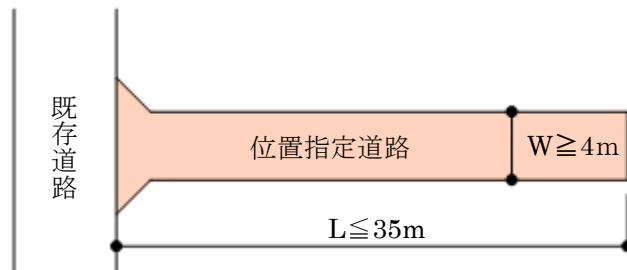
位置指定予定道路は、両端が他の道路に接続しなければならない。



10-2 袋路状道路

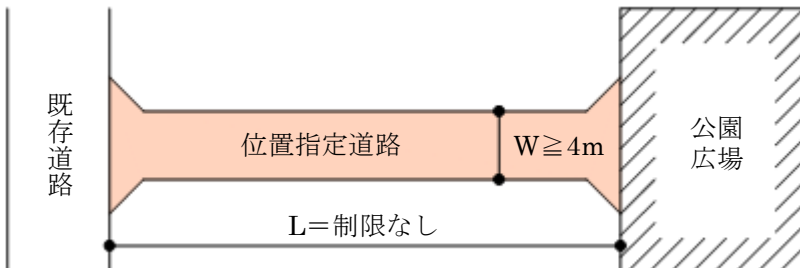
位置指定道路が次の各号いずれかに該当する場合には、袋路状道路として道路位置指定をすることができる。

(1) 延長が 35 メートル以下の場合

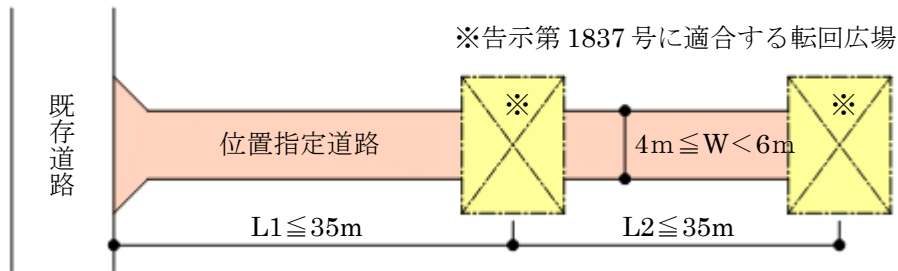


※Lは 35m 以下とする。
ただし、 $4.5m \leq W < 6.0m$ の場合は(6)表 1 右欄の距離とすることができる。以下(3)、(5)同じ。

(2) 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車転回に支障のないものに接続し、かつ、自動車の転回ために使用することについて、その所有者又は管理者の承諾を得た場合

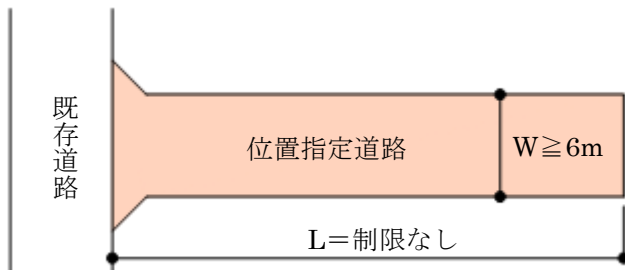


- (3) 延長が 35 メートルを超える場合で、終端及び区間 35 メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合



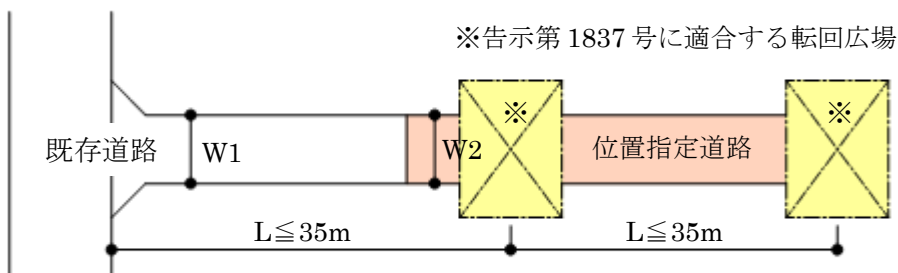
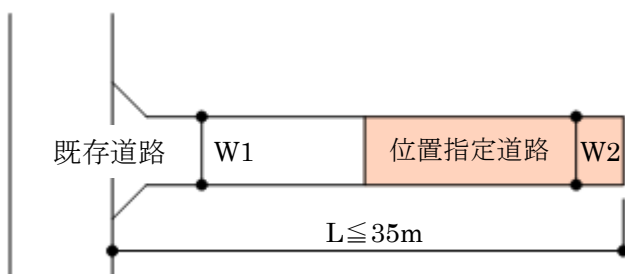
※ただし、 L_2 は 10m を超え、35m 以内。 L_2 が 10m 以下の場合には終端の転回広場不要とする。

- (4) 幅員が 6 メートル以上の場合

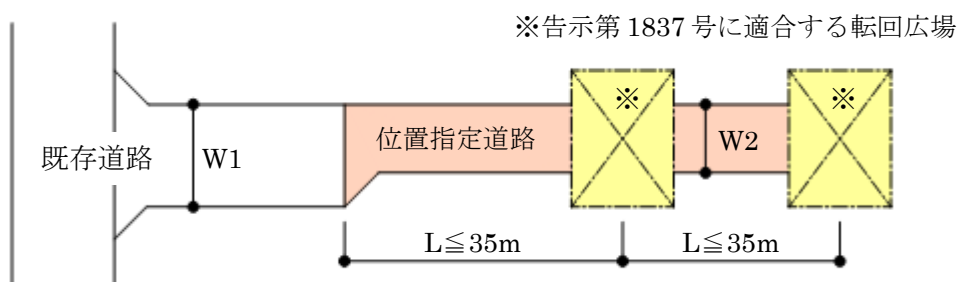
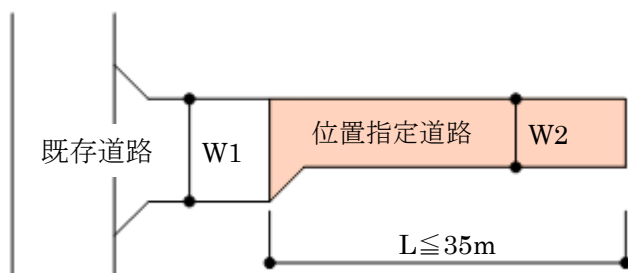


- (5) 既存の袋状道路に接続する場合

ア $4m \leq W_1 < 6m$ で $4m \leq W_2 < 6m$ のとき



イ $W1 \geq 6m$ で $4m \leq W2 < 6m$ のとき



(6) 袋路状道路の延長及び転回広場設置位置の取扱い

延長が 35 メートルを超える場合で、表 1 の左欄の袋路状道路の幅員に応じて同表右欄の距離以内ごと及び終端に「市が規定する転回広場」を設けている位置指定道路は、政令第 144 条の 4 第 1 項第 1 号ホの規定により袋路状とすることができるものとする。

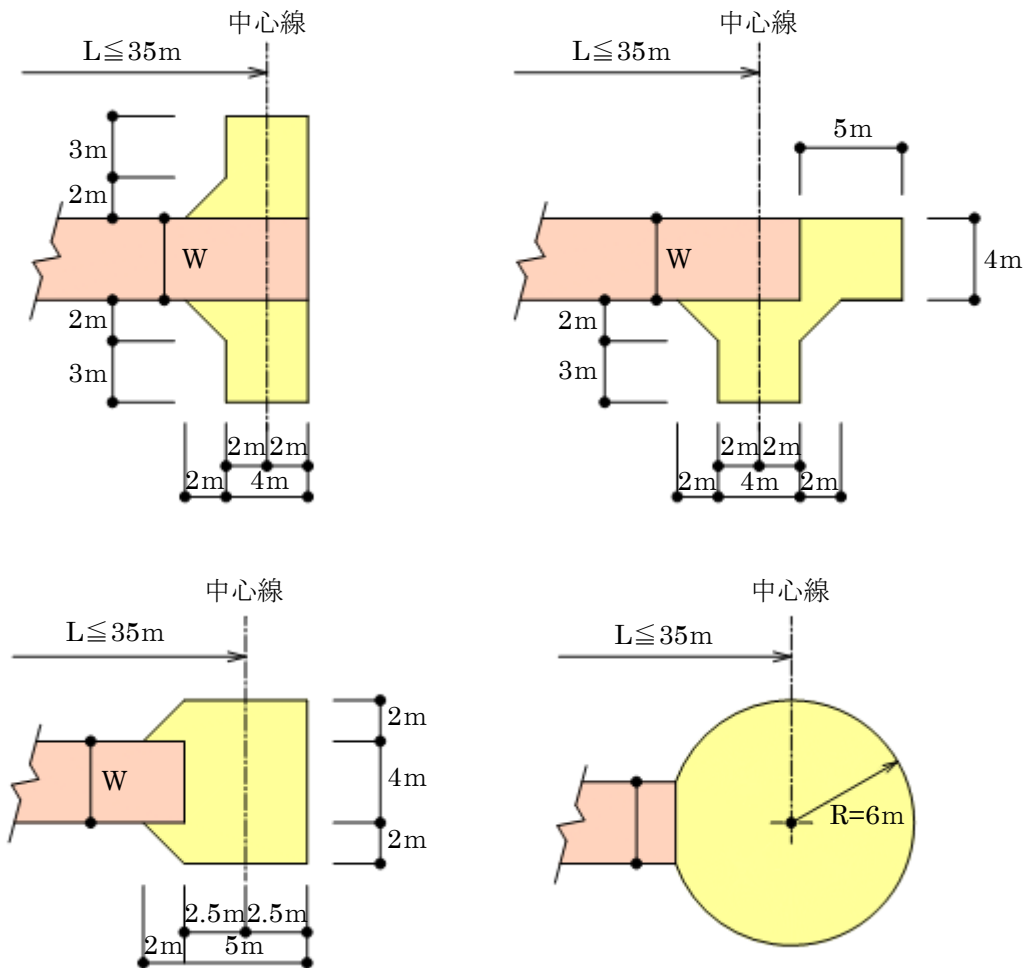
表 1 道路幅員と延長

幅員 W	延長 L
4.0 メートル以上 4.5 メートル未満	35 メートル
4.5 メートル以上 5.0 メートル未満	40 メートル
5.0 メートル以上 5.5 メートル未満	50 メートル
5.5 メートル以上 6.0 メートル未満	60 メートル

10-3 転回広場

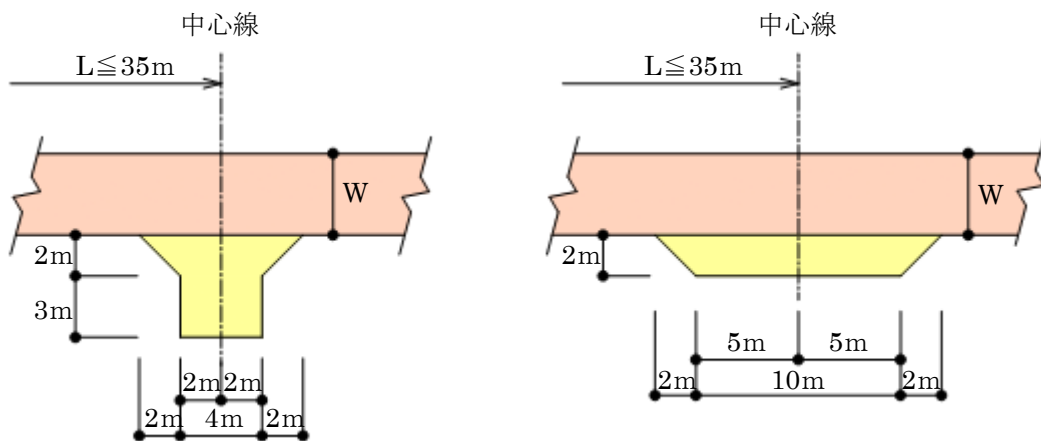
Lは35m以下とする。ただし、終端転回広場はLが10m以下の場合には不要とする。また、幅員Wが4.5m以上、6.0m未満の場合、Lは10-2(6)表1右欄の距離とすることができる。

(1) 終端転回広場

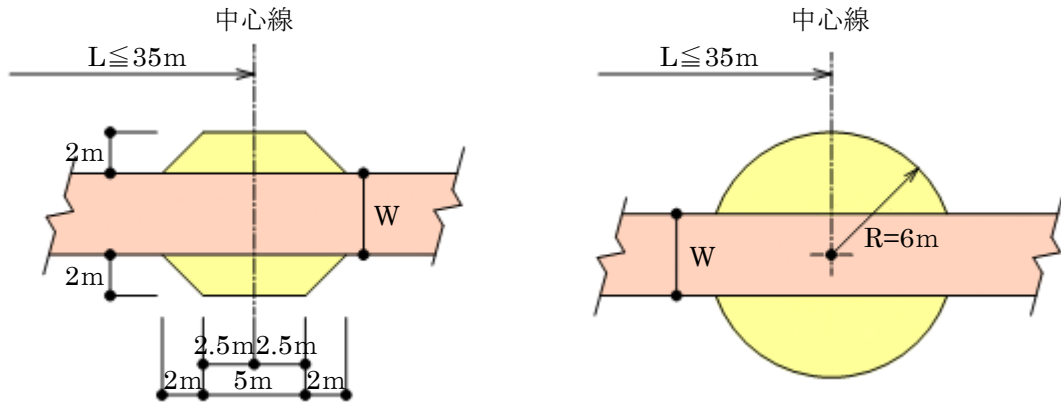


(2) 中間転回広場

① 片側設置の場合

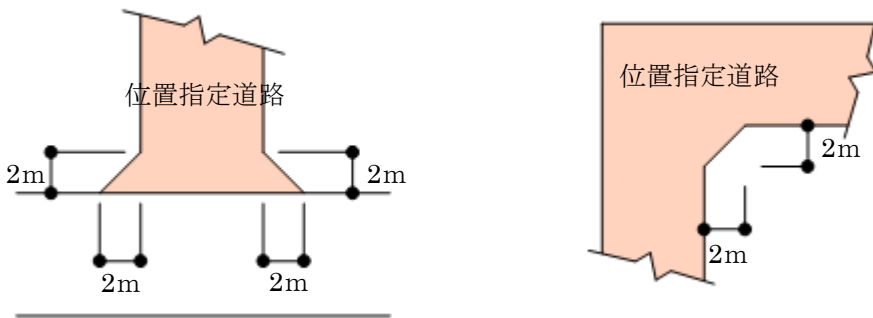


② 両側設置の場合

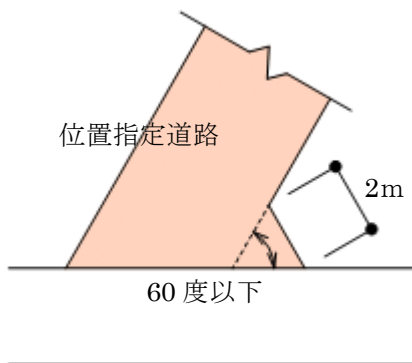


10-4 すみ切り

(1) 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所においては、一辺の長さ 2メートル以上の二等辺三角形のすみ切りを道路の一部として設けたものであること。

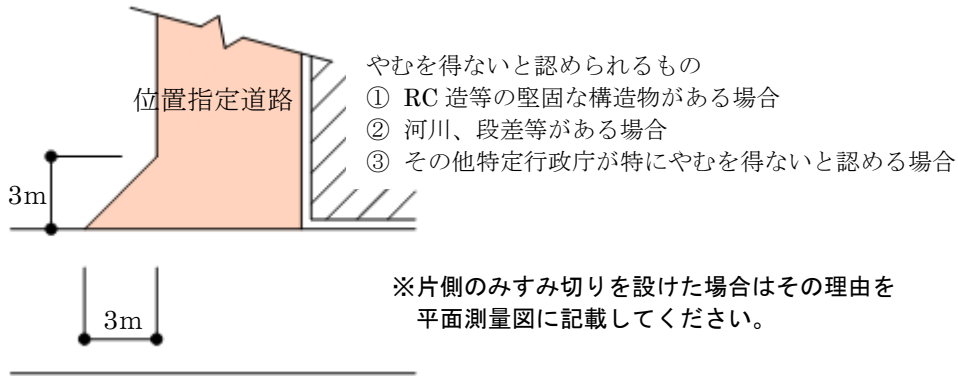


なお、交差、接続、屈曲する箇所における内角が 60 度以下の場合は、二等辺三角形の底辺を 2m 以上とするすみ切りを設けたものであること。

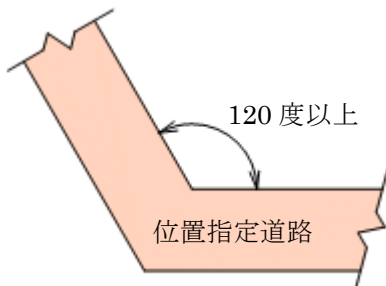


ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

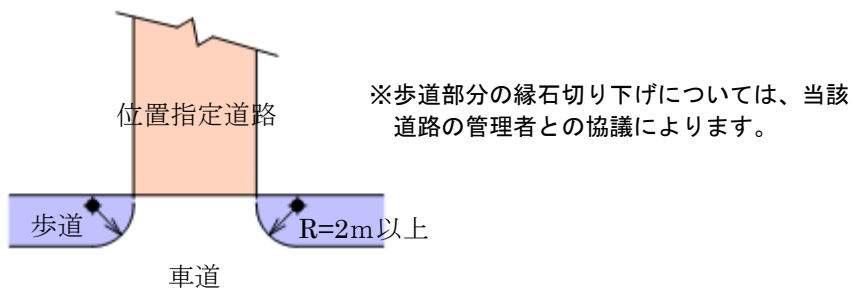
ア 周囲の状況によりやむを得ずすみ切りを片側のみとする場合において、一辺の長さ 2 メートル以上とあるものを 3 メートル以上と読み替えて片側のみすみ切りを設けた場合



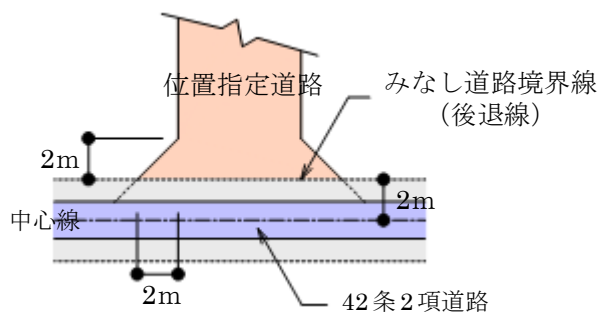
イ 交差、接続、屈曲する箇所における内角が 120 度以上の部分



ウ すみ切りに歩道が含まれる場合



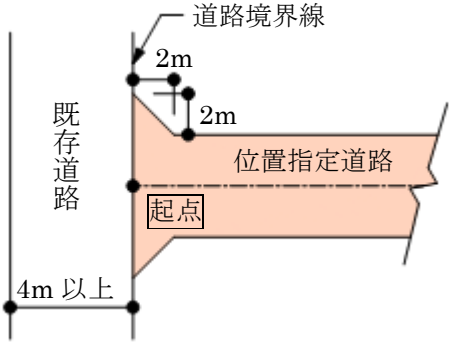
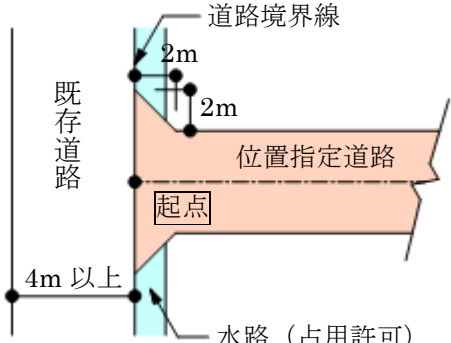
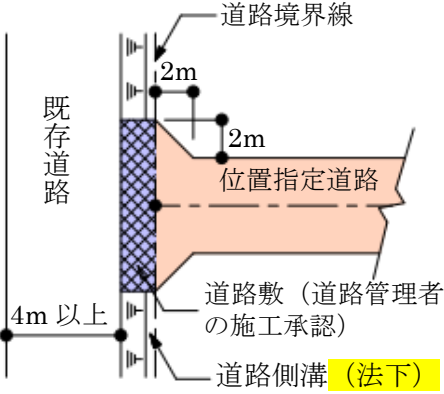
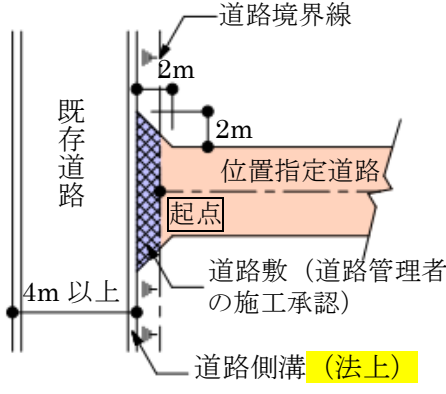
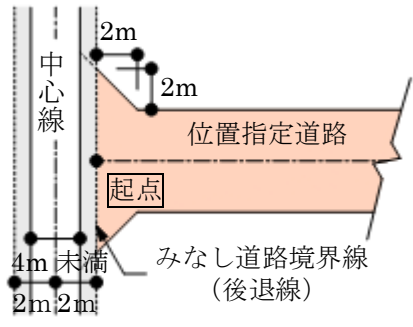
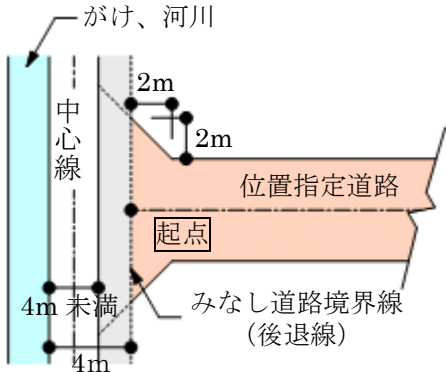
(2) 接続道路が 42 条 2 項道路の場合等におけるすみ切りの形態



10-5 延長

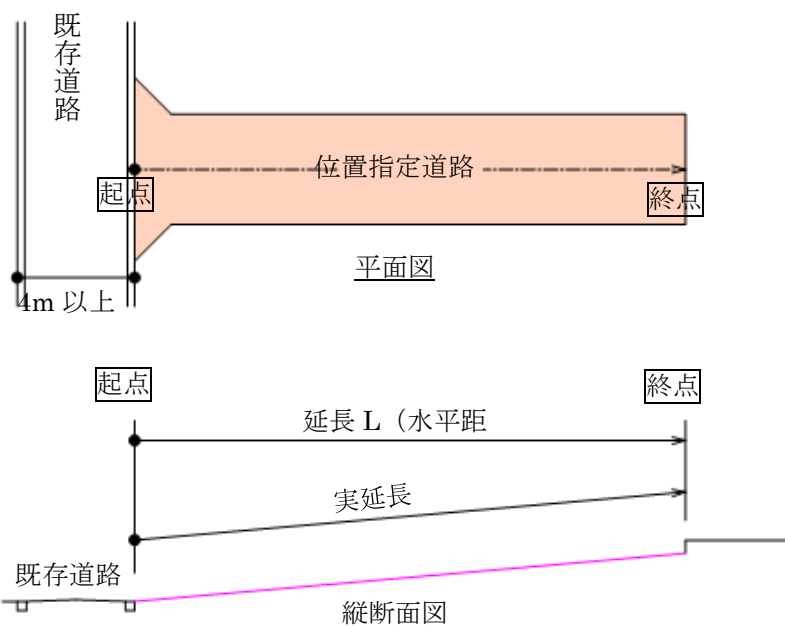
(1) 起点

位置指定道路の起点は、接続する既存道路の境界線とする。ただし、接続する既存道路が法第42条第2項又は第3項の道路に該当する場合には、起点は当該規定によるみなし道路境界線（後退線）とする。

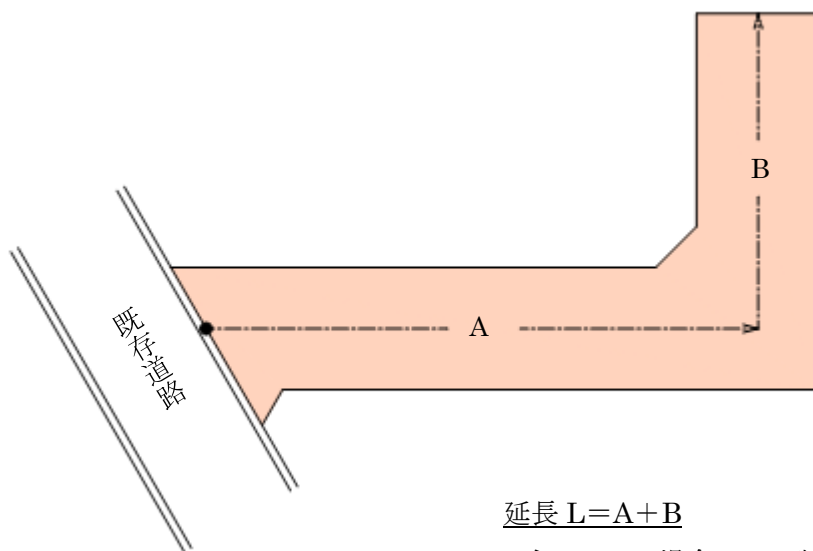
既存道路（一般）	既存道路（水路等がある場合）
 <p>道路境界線 2m 2m 位置指定道路 起点 4m 以上</p>	 <p>道路境界線 2m 2m 位置指定道路 起点 4m 以上 水路（占用許可）</p>
既存道路（道路敷等がある場合1）	既存道路（道路敷等がある場合2） ※原則は左図とする。ただし、周囲の状況によりやむを得ない場合）
 <p>道路境界線 2m 2m 位置指定道路 起点 4m 以上 道路敷（道路管理者の施工承認） 道路側溝（法下）</p>	 <p>道路境界線 2m 2m 位置指定道路 起点 4m 以上 道路敷（道路管理者の施工承認） 道路側溝（法上）</p>
既存道路（法42条2項道路）	既存道路（法42条2項道路ただし書き）
 <p>中心線 2m 2m 位置指定道路 起点 4m 未満 みなし道路境界線（後退線） 2m 2m</p>	 <p>がけ、河川 中心線 2m 2m 位置指定道路 起点 4m 未満 みなし道路境界線（後退線） 4m</p>

(2) 延長

位置指定道路の延長は、起点から終点までの道路中心線の水平距離の合計とする。



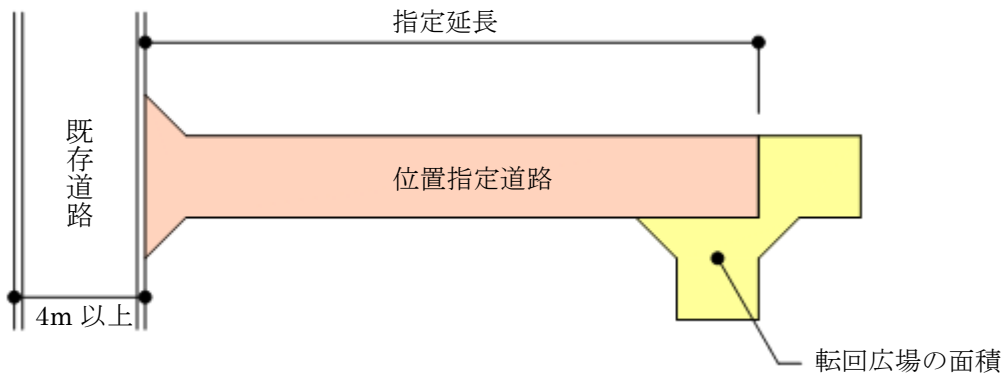
ア L型の場合



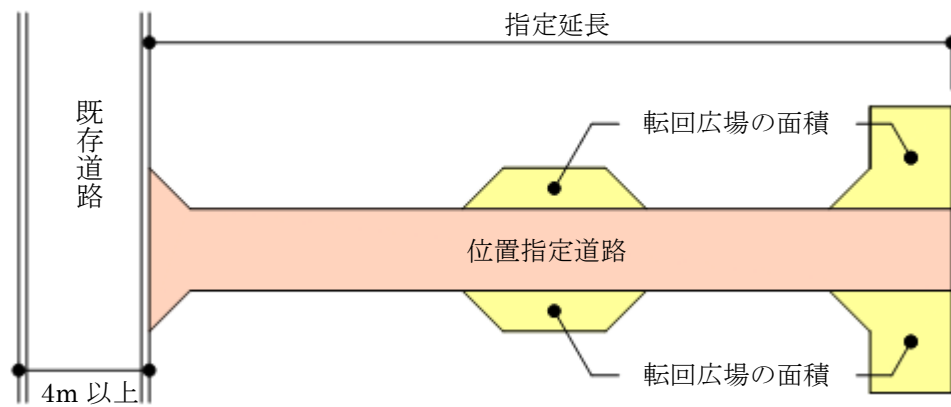
延長 $L=A+B$

- $W \geq 6.0\text{m}$ の場合 : L は制限なし
- $4.0\text{m} \leq W < 6.0\text{m}$ の場合 : L は 10-2(6) 表 1 右欄の距離以内

イ 終端に転回広場がある場合



ウ 中間・終端に転回広場がある場合



(3) 終点

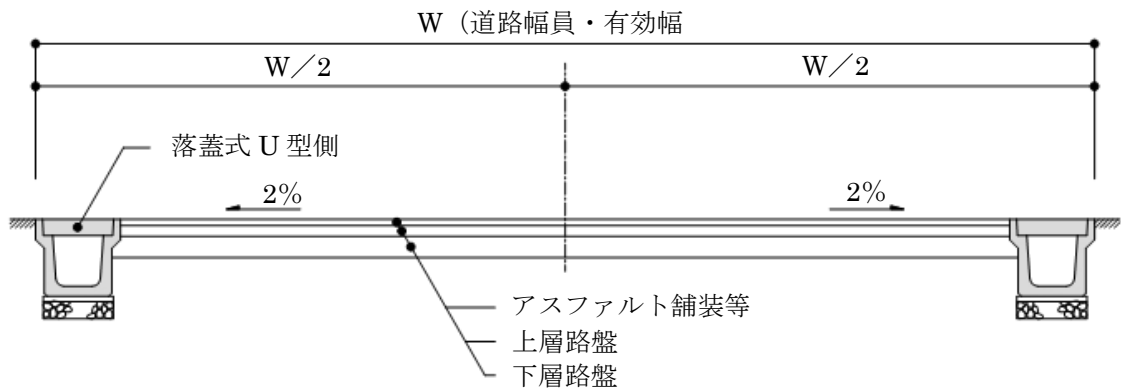
終端が道路延長に対して垂直でない場合	終端に高低差がある場合

10-6 道路幅員・有効幅員

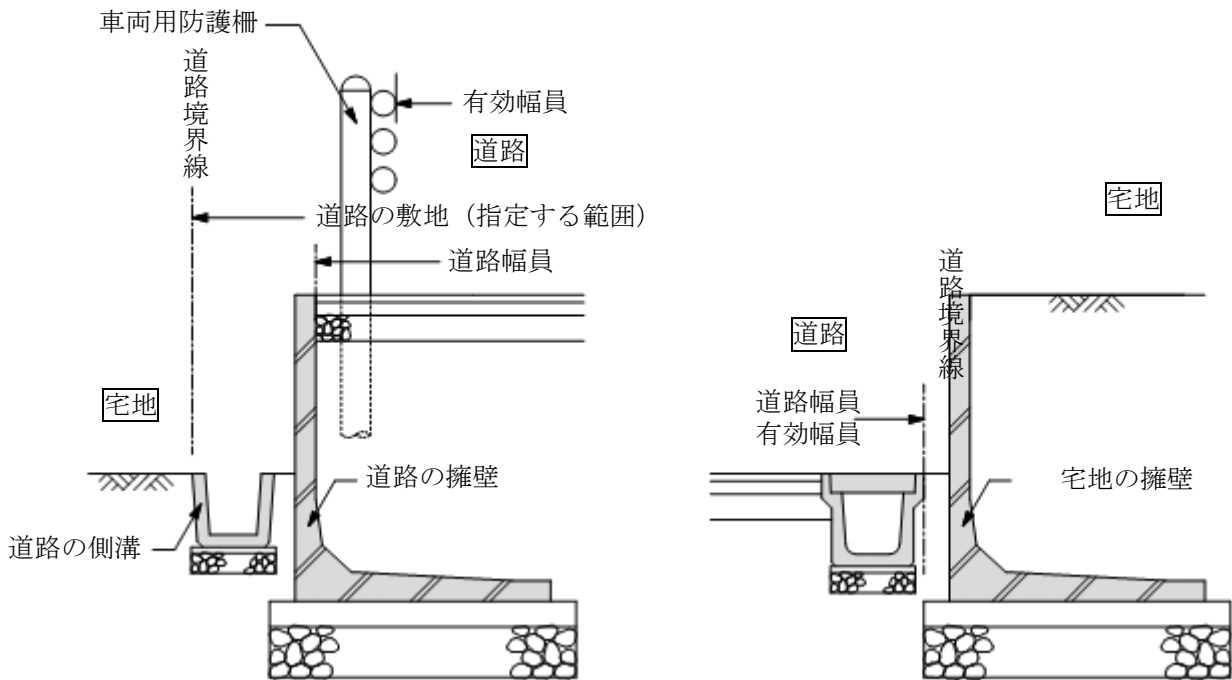
- (1) 道路幅員及び有効幅員は、道路の中心線に対し直角に計測する。
- (2) 道路幅員は各部分について4メートル以上とする。
- (3) 有効幅員は敷地全体（開発）面積が1,000平方メートル未満の場合は3.4メートル以上、1,000平方メートル以上の場合は4.0メートル以上とする。

なお、有効幅員内に電柱等幅員確保の妨げとなるものは設置しない。

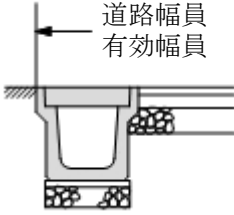
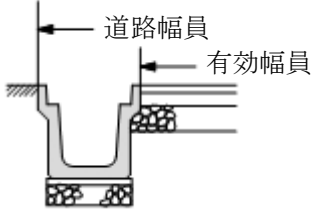
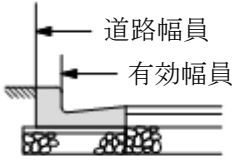
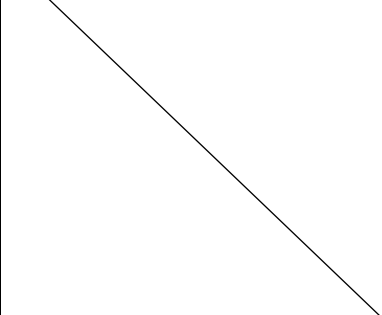
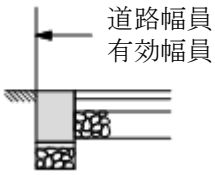
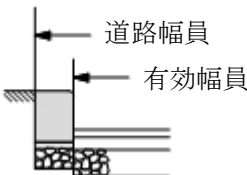
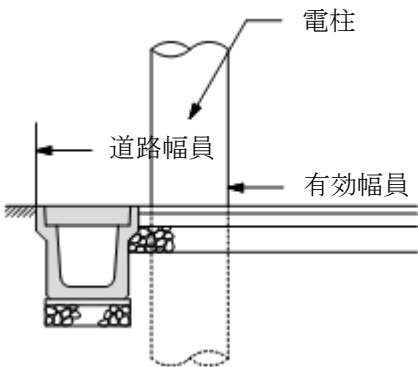
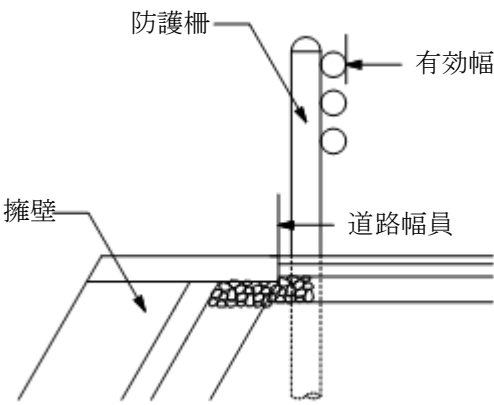
ア 標準断面図



イ 道路と宅地に高低差がある場合



【参考】

U型側溝・蓋あり	U型側溝・蓋なし	L型側溝	
			
縁石①	縁石②		
			
電柱がある場合		防護柵がある場合	
 <p data-bbox="236 1496 801 1579">※電柱等は除雪や通行の支障となるため、できるだけ指定道路外に設置してください。</p> <p data-bbox="236 1608 801 1691">※指定道路内に電柱等を設置した場合は、市道に認定できない場合があります。</p>			

10-7 舗装

- (1) 位置指定道路の路面は、原則としてアスファルト舗装又はコンクリート舗装とし、自動車等の通行及び通常の維持管理において支障がない構造とする。
- (2) 新たに築造する道路の舗装は、最新の舗装マニュアル（新潟県）※に準拠する構造とする。
 ※URL： <http://www.pref.niigata.lg.jp/dourokensetsu/1237924908346.html>
- (3) 自己用目的であり、日常的に自動車等の通行を想定しないものについては、厚さ 15 センチメートル以上の砂利敷き舗装とすることができる。

（参考）舗装の構造

アスファルト舗装 〔 舗装計画交通量 100 台未満／日・一方向 信頼性 50% 〕	コンクリート舗装
<p>表層工（⑤密粒度アスコン新 20FH） 上層路盤工（25mm 以下粒調砕石） 下層路盤工（ARC-40 [RC 混合]）</p> <p>5cm 10cm 20cm</p>	<p>表層工（コンクリート） 路盤工（ARC-40 [RC 混合]）</p> <p>15cm 15cm</p>

10-8 勾配

- (1) 横断勾配は排水及び通行に安全上支障のない勾配とする。
- (2) 縦断勾配は 12 パーセント以下で階段状としない。なお、縦断勾配が 9 パーセントを超える場合は、滑り止めの処置を行う。

10-9 排水設備

両側に有効幅 25 センチメートル以上の落蓋式 U 型側溝（一般車両の通行に耐え得る構造のもの）を設置することを原則とする。

ただし、位置指定道路の形状や形態、周辺の条件等により、上記によらない場合は特定行政庁と協議のうえ、流量計算等により排水量等を確認し、L 型側溝又は片側側溝等とすることができる。

10-10 安全対策

- (1) 高低差のある安全対策

道路面の高さが周辺の土地に対し 1.0 メートル以上高い場合は、その部分に通行者の転落防止のため、ガードパイプ等を設置する。（ただし、勾配 30 度以下の法面を除く。）

また、道路がカーブ部分等で、車の転落の恐れがある部分は、ガードレールを設置する。

(2) 交差点の安全対策

① 停止線の表示

「他の道路と位置指定道路が接続する交差点」や「位置指定道路の交差点」に停止線を路面表示することを原則とする。なお、道路交通法による一時停止等の規制を行う場合は警察署と事前協議を行う。

② カーブミラーの設置

見通しの悪い又は見通しが悪くなる恐れがある交差点の部分は、カーブミラーを設置するなど、交通上の安全措置を講じる。

1 1. 様式

道路の位置の指定（変更・廃止）申請書

年 月 日					
柏崎市長		様			
		申請者 住 所 氏 名			
		電話 ー			
建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定（変更・廃止）を申請します。 この申請書及び添付図書に記載の事項は事実と相違ありません。					
築 造 主	住 所				
	氏 名	電話 ー			
代 理 者	住 所				
	氏 名	電話 ー			
図 面 作 成 者	住 所				
	氏 名	電話 ー			
指定（変更・廃止）を受けようとする道路	形 態	ア 通り抜け道路 イ 袋路状道路 ウ 自動車の転回広場付道路			
	道 路	図 面 上 符 号	幅 員	長 さ	関 係 地 名 地 番
	自 動 車 の 転 回 広 場 部 分	図 面 上 符 号	面 積		関 係 地 名 地 番
	接 続 道 路 の 指 定 年 月 日 ・ 番 号		第 年 月 日 号	変 更 ・ 廃 止 する 道 路 の 指 定 年 月 日 ・ 番 号	第 年 月 日 号
申 請 理 由					
道 路 の 標 示 方 法					
工 事 完 了 日					
※ 受 付 欄		※ 処 理 事 項		※ 指 定 （ 変 更 ・ 廃 止 ） 番 号 欄	
				第 年 月 日 号	
				※ 告 示 番 号 欄	
				第 年 月 日 号	

（注意）※印のある欄は記入しないこと。

副 本

道路の位置の指定（変更・廃止）通知書

住所氏名	様	第 年	月	号 日	
柏崎市長 印					
建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（変更・廃止）をしたので通知します。					
築造主	住所				
	氏名	電話 ー			
代理者	住所				
	氏名	電話 ー			
図面作成者	住所				
	氏名	電話 ー			
指定（変更・廃止）道路	形 態	ア 通り抜け道路 イ 袋路状道路 ウ 自動車の転回広場付道路			
	道 路	図面上の 符号	幅 員	長 さ	関 係 地 名 地 番
	自動車の 転回広場 部分	図面上の 符号	面 積		関 係 地 名 地 番
	工 事 完 了 日		年 月 日		
※ 備 考					

（注意）※印のある欄は記入しないこと。

道路位置指定承諾書

年 月 日

道路位置指定申請者 住 所

氏 名

上記の者の申請に係る建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（変更・廃止）については、申請書及び添付図面に記載されているとおり、異議なく承諾します。

土地の地名地番	物件の 種 類	権 利 の 種 別	権利者の住所氏名	承諾年月日	印

- 注) 1 物件の種類欄は、「土地」、「建築物」又は「工作物」を記入する。
2 権利の種別欄は、物件の種類に関する権利（所有権、賃借権又は抵当権等）を記入する。

適合通知書

年 月 日

申請者 様

柏崎市長 印

下記により申請のありました道路の位置の指定（変更・廃止）については、技術基準に適合することを通知します。

記

受付番号	第 号
受付年月日	年 月 日
築造場所	柏崎市
申請者 住所氏名	
備考	

※ 工事が完了したときは、工事完了報告書を提出してください。
市は、この完了報告書により現地調査を行い、築造が申請書のとおり完了していると認めたときは、指定を行います。

※裏面の「お知らせ」を必ずお読みください。

位置指定道路の所有者(管理者)の方々へのお知らせ

柏崎市都市整備部建築住宅課

工事の着手前

- 通り抜けできる位置指定道路を、市道に移管したい場合は、道路の構造等が市道認定の基準に合致する必要がありますので、認定の可否や道路除雪等について都市整備部道路維持課と工事に着手する前に十分な調整を行ってください。
- 特定建設資材が使われている「請負代金500万円以上の道路の築造や宅地の造成等の土木工事」は、工事に着手する7日前までに建設リサイクル法の届出を行ってください。
- 他法令（道路法、下水道法等）に基づく届出等が必要となる場合がありますので、関係部署等への手続を行ってください。

工事の完了後

- 位置指定道路の築造が完了したときは、工事完了報告書に工事完了チェックリスト及び工事完了写真を添えて市長に提出してください。

維持・管理等

- 「位置指定道路」は、申請により建築基準法上の道路として、特定行政庁（柏崎市）から指定を受けた私人が築造、所有する私道です。
- 所有（管理）される位置指定道路の形状・位置が、現場で変わってしまうと、これに接する土地の方々が将来、建替えなどを行おうとする際に、支障となることがありますので、将来にわたり、適切に維持・管理を行ってください。
- 複数の所有者や使用者がいる場合は皆さんで協力して管理していただく必要があります。
- 位置指定道路の延長又は幅員を変更する場合や指定区間の全部又は一部を廃止する場合は改めて申請が必要になります。
- 販売者等は位置指定道路に接道する土地及び建物を購入される方に、この道路の性質及び管理上の留意点、特に、市の除雪路線にならないことを必ず説明してください。
- 位置指定道路部分の所有権等権利を移転する場合には、移転を受ける者に維持管理等が継承されますので、移転する方は、内容について十分説明をしてください。

問い合わせ先

柏崎市 都市整備部 建築住宅課 指導係

柏崎市日石町2番1号 Tel.0257-21-2291（直通）

工事完了報告書

年 月 日

柏崎市長 様

申請者 住所
氏名

年 月 日付けで通知を受けた道路の築造が完了しましたので、報告します。

受 付 番 号	第 号
受 付 年 月 日	年 月 日
築 造 場 所	柏崎市
幅 員 ・ 延 長	
※ 受 付 欄	※ 処 理 事 項

添付図書

- 1 工事完了チェックリスト
- 2 工事完了写真

注 ※印のある欄は、記入しないこと。

工事完了チェックリスト

年 月 日

柏崎市長 様

申請者 住所
氏名

現地調査の結果、以下のとおり確認しました。

現地調査年月日		年 月 日		
道 路	幅員	m	<input type="checkbox"/> 申請書のとおり	<input type="checkbox"/> 申請書と異なる
	延長	m	<input type="checkbox"/> 申請書のとおり	<input type="checkbox"/> 申請書と異なる
	道が同一平面で交差、接続、屈折する箇所			
	角度	度	<input type="checkbox"/> 申請書のとおり	<input type="checkbox"/> 申請書と異なる
	すみ切りの有無		<input type="checkbox"/> 申請書のとおり	<input type="checkbox"/> 申請書と異なる
	すみ切りの辺の長さ	m	<input type="checkbox"/> 申請書のとおり	<input type="checkbox"/> 申請書と異なる
	道路の構造（舗装種別等）		<input type="checkbox"/> 申請書のとおり	<input type="checkbox"/> 申請書と異なる
	縦断勾配	%	<input type="checkbox"/> 申請書のとおり	<input type="checkbox"/> 申請書と異なる
	側溝、街きよその他の施設		<input type="checkbox"/> 申請書のとおり	<input type="checkbox"/> 申請書と異なる
	転回広場の有無		<input type="checkbox"/> 申請書のとおり	<input type="checkbox"/> 申請書と異なる
	転回広場の形状		<input type="checkbox"/> 申請書のとおり	<input type="checkbox"/> 申請書と異なる
	有効幅員内の障害物の有無		<input type="checkbox"/> 申請書のとおり	<input type="checkbox"/> 申請書と異なる
その他				

注1 形状が異なる道路及び道が交差、接続、屈折する箇所等が複数存在する場合には適宜、表を追加して記入すること。

注2 現地が申請書のとおり施工されているかを確認の上、□欄に「✓」又は「■」を記入すること。

注3 「□申請書と異なる」欄にチェックが付いた場合は、別記第2号様式に定める工事完了報告書の提出前に、当該工事完了チェックリストに変更内容が分かる設計図書を添えて、協議を行うこと。

工事手直し等指示書

第 号
年 月 日

様

柏崎市長



工事完了報告書に基づく完了検査の結果、下記のとおり工事の手直し等を指示します。
なお、再検査に合格するまで道路位置の指定（変更・廃止）通知書を交付することができませんので、御了承ください。

記

適合通知番号	年 月 日付け 建第 号
申請者	
築造場所	
検査年月日	
検査担当者 職氏名	
手直し等 指示事項	

※ 手直し等の工事完了後、手直し工事前及び手直し工事完了後の写真を提出してください。

道路位置指定証明願

年 月 日

柏崎市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置の指定を、下記のとおり受けていることを証明願います。

なお、交付を受けた証明書は、記載の使用目的以外には使用しません。

記

道路の所在	柏崎市
指定番号及び 指定年月日	第 号 年 月 日
幅員・延長	幅員 m 延長 m
申請者 住所・氏名	
使用目的	1 金融機関等融資 2 建築確認申請 3 不動産売買 4 建物表示登記 5 その他 ()
備考	

- (注) 1 位置指定道路の位置を記載した付近見取図を2部お持ちください。
2 代理人による申請にあつては備考欄に代理人の住所及び氏名を記入してください。また、申請者の委任状を添付してください。
3 申請者が自署した場合は押印を省略することができます。
4 指定した道路の内容は、最終指定時のものを記入してください。また、使用目的は、該当する項目を丸で囲んでください。その他の場合は、使用目的を詳細に記入してください。
5 変更指定番号、変更指定年月日は、道路の位置の最終指定番号及び年月日を記入してください。

上記のとおり相違ないことを証明します。


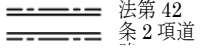







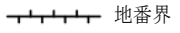

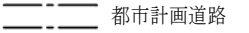
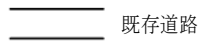


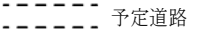

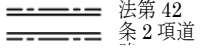







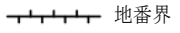

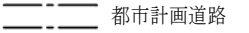
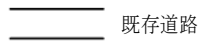


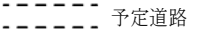

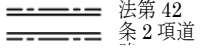







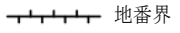

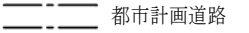
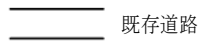


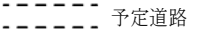
なお、この証明書は、申請時の書類内容と照合したものであり、現在の位置指定基準の内容を満足していることを証するものではありません。

第 号
年 月 日

柏崎市長



〈参考様式〉

道路位置指定（変更・廃止）申請図	図面作成者	（住所・資格・氏名）	㊞	図面作成年月日																	
（付近見取図）		（地籍図（公図の写し））																			
（注意）		（凡例）																			
1. 図面中に、地番及び氏名をそれぞれ記入すること。 2. 申請の道路の幅員及び長さの単位は「メートル」（小数点以下2位まで）とする。 3. 付近見取図と地籍図の方位は、一致させること。 4. 全体敷地（開発）面積の欄には当該道路を建築基準法第42条第5号に規定する道路として建築物の建築を計画する敷地全体の面積に道路の面積を加えた面積（小数点以下2位まで）を記入すること。 5. 柏崎市道路位置指定（変更・廃止）の取扱い基準により作成する。		<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">  N 方位 </td> <td style="width: 15%; text-align: center;">  法第42条2項道 </td> <td style="width: 15%; text-align: center;">  水路 </td> <td style="width: 15%; text-align: center;">  法・がけ </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">  申請する道路の位置 </td> <td style="text-align: center;">  敷地界 </td> <td style="text-align: center;">  用途 既存建築物 </td> <td style="text-align: center;">  EP 電柱 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">  廃止する道路の位置 </td> <td style="text-align: center;">  地番界 </td> <td style="text-align: center;">  塀 </td> <td style="text-align: center;">  都市計画道路 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">  既存道路 </td> <td style="text-align: center;">  側溝 </td> <td style="text-align: center;">  擁壁 </td> <td style="text-align: center;">  予定道路 </td> </tr> </table>				 N 方位	 法第42条2項道	 水路	 法・がけ	 申請する道路の位置	 敷地界	 用途 既存建築物	 EP 電柱	 廃止する道路の位置	 地番界	 塀	 都市計画道路	 既存道路	 側溝	 擁壁	 予定道路
 N 方位	 法第42条2項道	 水路	 法・がけ																		
 申請する道路の位置	 敷地界	 用途 既存建築物	 EP 電柱																		
 廃止する道路の位置	 地番界	 塀	 都市計画道路																		
 既存道路	 側溝	 擁壁	 予定道路																		

〈参考様式〉

道路位置指定（変更・廃止）申請図				図面作成者	（住所・資格・氏名）	㊟	図面作成年月日		
(平面測量図)				(土地利用計画図)					
道路位置指定承諾書 道路位置指定申請者 住所 _____ 氏名 _____ 上記の者の申請に係る建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定(変更・廃止)については、申請書及び添付図面に記載されているとおり、異議なく承諾します。	土地の地名地番	物件の種類	権利の種類別	権利者の住所氏名	承諾年月日	印	位置指定道路面積	m2	
							建築物の敷地全体面積	m2	
							全体敷地（開発）面積	m2	
	別記様式により承諾書を添付した場合は不要								
								（すみ切りを設けない場合）理由	
注) 1 物件の種類欄は、「土地」、「建築物」又は「工作物」を記入する。 2 権利の種類別欄は、物件の種類に関する権利（所有権、賃借権又は抵当権等）を記入する。									

12. 参考資料

12-1 関係法令抜粋

○建築基準法

(道路の定義)

第 42 条 この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員 4メートル（中略）以上のもの（中略）をいう。

（中略）

五 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの。

○建築基準法施行令

(道に関する基準)

第 144 条の 4 法第 42 条第 1 項第五号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでの一に該当する場合には、袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下この条において同じ。）とすることができる。
- イ 延長（既存の幅員 6m 未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が 35m 以下の場合
- ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合
- ハ 延長が 35m を超える場合で、終端及び区間 35m 以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合
- ニ 幅員が 6m 以上の場合
- ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合

- 二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が 120 度以上の場合を除く。）は、角地の隅角をはさむ辺の長さ 2m の二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。
 - 三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。
 - 四 縦断勾配が 12% 以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。
 - 五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。
- 2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。
- 3 地方公共団体は、前項の規定により第一項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

○建築基準法施行規則

（指定道路等の公告及び通知）

第 10 条 特定行政庁は、法第 42 条第 1 項第四号若しくは第五号、第 2 項若しくは第 4 項又は法第 68 条の 7 第 1 項の規定による指定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 指定に係る道路（以下この項及び次条において「指定道路」という。）の種類
- 二 指定の年月日
- 三 指定道路の位置
- 四 指定道路の延長及び幅員

2 略

3 特定行政庁は、前条の申請に基づいて道路の位置を指定した場合においては、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

（指定道路図及び指定道路調書）

第 10 条の 2 特定行政庁は、指定道路に関する図面（以下この条及び第 11 条の 3 第 1 項第七号において「指定道路図」という。）及び調書（以下この条及び第 11 条の 3 第 1 項第八号において「指定道路調書」という。）を作

成し、これらを保存するときは、次の各号に定めるところによるものとする。

- 一 指定道路図は、少なくとも指定道路の種類及び位置を、付近の地形及び方位を表示した縮尺 2,500 分の 1 以上の平面図に記載して作成すること。この場合において、できる限り一葉の図面に表示すること。
 - 二 指定道路調書は、指定道路ごとに作成すること。
 - 三 指定道路調書には、少なくとも前条第 1 項各号に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、別記第四十二号の二十四様式とすること。
 - 四 特定行政庁は、第九条の申請に基づいて道路の位置を指定した場合においては、申請者の氏名を指定道路調書に記載すること。
 - 五 特定行政庁は、水平距離指定をした場合においては、水平距離指定に係る道路の部分の位置を指定道路図に、前条第二項各号に掲げる事項を指定道路調書に記載すること。
- 2 指定道路図又は指定道路調書に記載すべき事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつてそれぞれ指定道路図又は指定道路調書への記載に代えることができる。

○建築基準法に基づく告示

[昭和 45 年 12 月 28 日建設省告示第 1837 号]

建築基準法施行令の規定により道に設ける自動車の転回広場に関する基準を定める件

最終改正 平成 12 年 12 月 26 日建設省告示第 2465 号

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 144 条の 4 第 1 項第一号ハの規定により国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 道の中心線からの水平距離が 2m をこえる区域内において小型四輪自動車（道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）別表第一に規定する小型自動車で四輪のものをいう。次号において同じ。）のうち最大なものが 2 台以上停車することができるものであること。
- 二 小型四輪自動車のうち最大なものが転回できる形状のものであること。

○ 柏崎市建築基準法施行細則

(道路の位置の指定の申請)

第 11 条 省令第 9 条の規定により提出する道路の位置の指定の申請は、道路の位置の指定（変更・廃止）申請書（別記第 7 号様式正本）及び道路の位置の指定（変更・廃止）通知書（別記第 7 号様式副本）によらなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づいて道路の位置を指定したときは、申請者に通知するとともに、その旨を公告するものとする。

3 指定された道路の位置を変更し、又は廃止するときは、前 2 項の規定を準用する。

(道路の位置の表示)

第 12 条 前条の規定により指定（変更も含む。）を受けた道路の位置は、申請者においてコンクリート等耐久性のある標杭でこれを表示するよう努めなければならない。ただし、側溝、縁石等によりその位置が明らかなのは、この限りでない。

第 13 条 削除

削除〔平成 15 年規則 11 号〕

○新潟県柏崎市道路位置指定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置指定（変更、廃止を含む。以下同じ。）について、その具体的な基準を定めることにより良好な市街地の形成を確保することを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この要綱は、宅地造成面積が3,000平方メートル未満のものについて適用し、当該面積を超える開発行為の許可を要するものについては、新潟県柏崎市開発行為指導要綱（平成5年3月告示第53号）によるものとする。

(道路の配置計画の原則)

第3条 位置の指定を受けようとする道路（以下「位置指定道路」という。）は、周辺の状況等を勘案して環境の保全、災害の防止又は通行の安全上支障のないような規模及び構造で適切に設置しなければならない。

2 位置指定道路の計画にあたっては、その道路に接して敷地となる区域の規模、形状、地形、地盤の性質及び周辺の状況並びに予定建築物の用途及び配置等について関係法令等に定めるもののほか、この要綱に適合しなければならない。

(申請書の提出)

第4条 道路の位置の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新潟県柏崎市建築基準法施行細則（昭和62年規則第1号）に定める道路の位置の指定（変更・廃止）申請書（以下「申請書」という。）及び道路の位置の指定（変更・廃止）通知書（以下「通知書」という。）に、別に定める関係図書を添えて市長に提出しなければならない。

(適合通知書の交付)

第5条 市長は、申請書及び添付図書の内容がこの要綱に適合しているものについては、適合通知書（別記第1号様式）を交付する。

(道路築造)

第6条 申請者は、適合通知書の交付を受けた後に位置指定道路の築造に着手しなければならない。

(道路築造報告)

第7条 申請者は、位置指定道路の築造が完了したときは、工事完了報告書（別記第2号様式。以下「報告書」という。）に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事完了チェックリスト（別記第3号様式）
- (2) 工事完了写真（任意様式）

(完了検査等)

第8条 申請者は、報告書を提出した後、工事の完了検査を受けなければならない。

2 申請者は検査の結果、市長が別に定める道路指定（変更・廃止）技術基準（以下「技術基準」という。）どおりに築造されていない場合は、工事手直し等指示書（別記第4号様式）に係る工事等を完了させ、手直し工事前及び手直し工事完了後の写真を提出しなければならない。

3 前項の指示書に係る工事等については、再検査を行うものとする。ただし、写真等で手直しの内容が確認できる場合は、現場検査を省略することができる。

(指定通知)

第9条 市長は、完了検査の結果、技術基準どおりに築造されていると確認したときは、通知書を交付する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、既に適合通知書の交付を受けたものに係る完了検査における技術基準については、本要綱の規定にかかわらず、適合通知書の交付に際して適用した基準を適用するものとする。